

2013
Oct
34号

あさがお通信

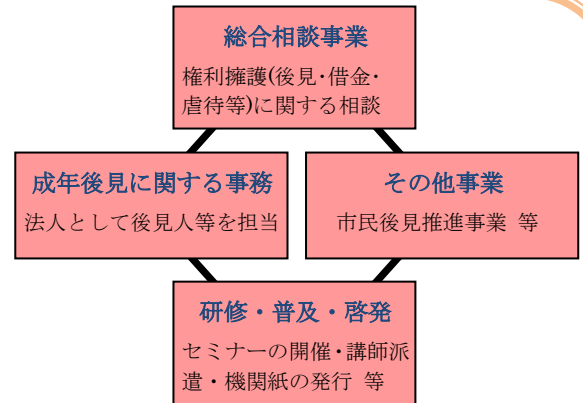
Contents

- 一. あさがお仕事紹介
- 二. 理事メッセージ
- 三. 後見活動日記
- 四. News

こんな仕事をしています!

あさがおでは、権利擁護に関する相談や、成年後見に関する実務(法人後見：現在94名)、研修・普及啓発等様々な事業を実施しています。

そこで今回、あさがおの業務についてご紹介をさせていただきます。その中でも、今月はあさがおで大切にしている相談業務をピックアップします。



大津市から権利擁護支援・成年後見利用支援事業を受託し、市民の皆さんや専門職・行政職員等からのご相談をお受けしています。高齢の方や障がいのある方が生活する中で今困っている介護や財産の問題、将来の不安に関する問題、また虐待対応などに対して、関係機関と共に解決を図るための支援を行っています。24年度は、201件の新規の相談がありました。

電話での相談やお問い合わせだけではなく、必要に応じてご自宅などへの訪問、ケース会議への参加、来所での相談等にも対応しています。

成年後見に関する相談は、制度の説明だけではなく、申立書作成のアドバイスや確認を行っています(代行は不可)。また、必要に応じて申立の際に家庭裁判所に同行したり、親族後見人に対するアドバイスなども行っています。

滋賀県からは、高齢者成年後見支援センター事業を受託し、県内の専門職・行政職員等からの、高齢者の成年後見、虐待対応など権利擁護に関する問題への助言等を行っています。



*あさがおでは、相談員5名がその他様々なご相談をお受けしております。

*あさがおだけでは対応できない相談については、適切な専門家や機関を紹介いたします。



相談受付：月曜～金曜日 10時～17時 まずはお電話にて 077-522-0799



仮認定 NPO に!!

この度、仮認定 NPO 法人となりました。

“仮認定”により、あさがおへ寄付を頂く場合、税制上の優遇措置が受けられるようになります。

速報



Message

三つの言葉



1962 年4月、大阪府堺市生まれ。今年51歳。1990年4月から社会福祉法人大津市社会福祉協議会（以下「大津市社協」と略す）に勤務し、今年23年目になる。現在、大津市社協の地域福祉課長。社会福祉士。

趣 味は、寄り合いの司会。好きなものは、妻の手料理。
現在までに、大津市社協のさまざまな事業を担当。生活福祉資金の貸付担当を通して、総合相談活動の大切さを実感する。学区社協・ボランティア活動の支援を通して、市内に宝物の様なすごい人たちが多数いらっしやることを知る。その他、多くの事業やプロジェクトを通して、職場の内外に仲間が増えた。



子育てを通して、保育園、子ども会、学童保育所の保護者仲間によく出会えたことが大収穫。住民としては、地元の自治会の会長経験ということで顧問役。

私 が、最も気に入っている大津市社協で学んだ熊澤孝久相談員の三つの言葉を紹介して終わりにします。

一つ目は、『「聴く」が「効く」』。

相談員は、「正論」を言いたくなるが、「正論」は相談ではほとんど役に立たないことを知っておくこと。「聴いて、聴いて、聴いて」が、相談者に「効く」という言葉。

二つ目は、『困ったときは、「まあええか」』。

相談員は、困ったときは、「まあええか」を忘れないでほしい。「まあええか」の気持ちで行かないと相談活動は、続かない。自分も、相手も許す気持ちを持つことが大切だという言葉。

三つ目は、『みんな一緒に「ぼちぼちいこか」』。

相談の活動は、すぐには結果が出ない。長い目で進めないといけない。社協だけでなく、みんなと一緒に進めようという言葉。



あさがおの活動、地域福祉の諸活動に通じるところがあると感じませんか。

理事 山口 浩次(こうじ)

「みんなに届いた選挙はがき」

5年程前、私が担当していた成年被後見人Aさんが入居されていた施設から、「今日は施設の不在者投票日なのにAさんには選挙はがきが届いていません！Aさんが混乱されています。」との連絡が入りました。Aさんに会いに行き事情を説明すると、Aさんは「うん、うん。そうか、そうか。」と静かに頷かれ、涙を流されました。誰に投票するかを決めておられたご様子でした。説明する私に対しとても穏やかだったAさんの表情から、Aさんは『仕方がない』と諦められたのだ（こちらがそうさせたのだ）と感じ、成年後見制度の大きな課題を前に、悔しく、そしていたたまれない気持ちになったことを今でもよく覚えています。

これまでのあさがお通信でも詳しくお伝えしてきたように、平成23年から成年被後見人の選挙権を回復することを訴え各地で裁判が起こされました。そして本年3月4日東京地方裁判所は、公職選挙法第11条第1項第1号は違憲であると判断し、その後国会は同条の改正がなされ、選挙権の回復がみられました。

去る7月21日の参議院選挙では、成年被後見人のもとにも選挙はがきが再び届いたのです。あさがおでは、成年被後見人の方々が選挙権を行使できるようにご本人や施設に働きかけました。

Bさんに声をかけると、「(制度を使う)前までは選挙のたびに近所の自治会館に行っていた。また(選挙)に行くわ。」と笑顔でおっしゃいました。



Cさんは施設の方に声をかけてもらって、新聞で候補者の公約を読んでから投票に臨まれました。



Dさんはホームの方の問いかけに「私行きたい！」としっかり応えられたとのこと。



これまで「選挙に行きたい」と言い続けておられたEさんは選挙権が回復したことを伝えると、「それやったら今回は行かない」と笑顔で判断されました。



今回の選挙では、ここで紹介できなかった方々も含め多くの意思表示可能な成年被後見人の方々が、自らの権利を行使するか否かを自分で決定されました。ただ、残念なことにAさんは一昨年お亡くなりになっていました。選挙はがきがAさんに届いていたら、どんなに喜ばれたらと思うまいと思いませんでした。

今回の取り組みに際し、多くの施設の方々が公職選挙法の改正等の動向に関心を持っていただいていたことを知ることができたと同時に、丁寧な関わりで、成年被後見人等が投票できるようご協力いただけたことがとても嬉しかったですし、感謝の気持ちでいっぱいです。

成年後見制度はまだまだ様々な矛盾や課題を抱えています。今回の法改正のように、ご本人さんたちの権利擁護を進める為の制度になるよう、引き続きあさがおも関係機関とともに取り組んでいきたいと思っております。



今年度も「市民後見推進事業」を大津市より受託して実施しています

参加費無料
申込が必要

☆はじめての成年後見講座☆

『一人一人の暮らしをまもる』～成年後見制度を知ろう～

初めてやります！

成年後見ってどんな制度？どんな時に利用するの？利用するとどうなるの？分かりやすく解説します。

<日程・会場>

第1回：平成25年10月6日（日） 大津市役所新館3階232会議室

第2回：平成25年12月 <予定>

申込：大津市福祉政策課 電話（528-2740）・メール（otsu1405@city.otsu.lg.jp）

時間は各回とも
13:30～15:30



相談無料
申込不要

高齢者・障害者なんでも相談会in大津

今年もやります！

暮らしの悩みを抱える方やそのご家族、支援者のみなさま

弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職が、ご相談をお受けします。



<日程・会場>

第1回：平成25年10月14日（月・祝） 明日都浜大津4階

第2回：平成25年12月21日（土） 瀬田東市民センター

第3回：平成26年 2月 1日（土） 比叡ふれあいセンター

時間は各回とも
13:30～16:30



書籍紹介

ペコロスの母に会いに行く (著) 岡野 雄一

『うちがボケたけん 父ちゃんが現われたとなら
ボケることも悪か事ばかりじゃなかかもしれん。』-本文より-
施設にいる母を見て、息子はそう考えてみた。

母はときどき思い出す。ハゲちゃびんの息子のことを。
母は時々旅をする。昔の父や「僕」とともに。そして時々、つらい別れに涙する。
悲しいけれど、愛おしい。今日も「僕」はそんな母に会いに行く。



ペコロスの
母に会いに行く



冬野菜 植え付け終わり 次は鍋

純坊

